

マルティネルの街角で

YKI 国際特許事務所 弁理士◇葦原 エミ

Vol.16 便利屋さん

たまに社外の会合などで“業界”以外の人と話をすることがある。そのたびに「弁理士」という職業はまだまだ市民権を得ていないな、と思う。

初対面の人との会話はだいたいこんな感じになる。

Aさん：「それで、お仕事は？」

筆者：「え〜っと……、ベンリシってご存じですか？」

A：（「うっ、なんだろう、困ったな」の顔で）「ベンリシ……ですか？ ごめんなさい、ちょっと詳しくなくて」

筆：（ええ、ええ、そうでしょうともと思いつつ）「知的財産権専門の法律家、ってところでしょか」（産業財産権、なんて言っても混乱させるだけだし）

A：「チテキ……。あ！ 著作権とかですね！ うちも今、著作権の問題、結構あるんですよ」（会話成立してよかった！ の笑み）

筆：「はあ。著作権のご相談にも乗りますが、主に国内外の特許庁に対して出願を……」

A：「あ、特許！ 今、ビジネスモデル特許とか話題ですよ！」と、こんな感じだ。

この“楽しくあるべき”会話の中で、「そもそも世に『ビジネスモデル特許』と騒がれているものの大半が、実際には特許にならない」とか、「弁理士の大半は技術系出身者だが、商標や意匠といっ

た分野もあり、筆者の主な業務は商標である」とか、そういう話を効率よく進めるには、毎回工夫を要する。

なにしろ、「ベンリシ」を「弁理士」と書くなんてことだって、みんな知らない。身内とて、然り。

数年前、母が亡くなった時、おいおいと泣きやまぬ筆者に叔母が慰めの言葉をかけてくれた。「エミがこんなに立派な『便利屋さん』になって、お母さんだってきっと天国で喜んでるよ！」。

このタイミングで叔母の誤解を正すべきか否か、筆者が真剣に悩んだのは言うまでもない。

日本弁理士会は「弁理士」の英訳を“PATENT ATTORNEY”としている。直訳すれば「特許法律家」となるうか。そもそも産業財産権の官庁だって日本では「特許庁」で、米国のように“Patent and Trademark Office”とは言わない。

だから、名刺にも“patent”だけを載っければいいって考え方もある。が、説明するのも面倒なので、名刺に“TRADEMARK

ATTORNEY”と記していた時期もあった。しかし、じゃあ、特許絡みの仕事は全くやらないかと言われれば、そうでもない。権利移転だなんだ、という案件になれば、当然担当することもある。試行錯誤の末、現在では“PATENT & TRADEMARK ATTORNEY Trademark Group”としている。

はいじゃあ、最初に戻って、弁理士の仕事って何だ？

この質問に対する回答は、もう人それぞれだと思う。その昔、弁理士試験に挑戦していたころ、「ネーミングなどの相談も受けたい」と話したら、バリバリの理系受験生くんから「えっ！ そんなの、弁理士の仕事ですか？」と上から目線で言われてムカついたことがある。「弁理士としての業務“だけ”をやるために、試験を受けてるんじゃないだろうが！」

しかし、こういう誤解は結構ある。誰しも、やりたい仕事というものがあって、大抵は実力さえつければどうにかなる。でも、その中には「資格がないとできない業務」というのもあり、そのために「資格も取っておく」のだ。だからといって、それ“だけ”をやるんじゃないよ、と今なら言いたい。

そう考えると、今は思うのだ。「エミが立派な『便利屋さん』になって」と言った叔母は、実は間違っていなかったかも。

